

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

皆さん、おはようございます。

これより、令和6年12月臨時会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
12番 星川薫議員、13番 大類好彦議員、1番 青野隆一議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇〕

◎議会運営委員長（星 川 薫 議員）

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る12月20日、招集告示になりました今臨時会に係る議会運営委員会を、12月23日、市役所会議室において開催し、当局から総務課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

その結果、今臨時会の会期につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期議事日程表のとおり、本日1日限りとすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、各議員、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長からの報告のとおり、会期は本日1日限りとすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告であります。事務局長に報告させます。事務局長。

◎事務局長（菅 原 幸 雄 君）

諸般の報告をいたします。

監査委員より議長あてに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、12月に実施しました例月出納検査の結果報告について、及び同法第199条第9項の規定により定例監査、小中学校の結果報告について、次に、市長から議長あてに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償の決定についての専決処分2

件の報告がなされております。それぞれその写しをタブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で報告を終わります。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、議第77号「令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結について」の1案件を上程いたします。

これより、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市 長（結 城 裕 君）

皆さん、おはようございます。提案理由の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

先の市議会12月定例会に追加議案として上程させていただきました「令和6年度統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結について」であります。上程するにあたりまして、議員の皆様は事前に十分な説明がなく、また、追認議案とのご指摘を賜ったところでございます。このような事態を招きましたことにつきましては、私どもの監督不行届きであり、あらためて謝罪させていただきたいと思っております。誠に申しわけございませんでした。今回の事案を深く反省し、再発防止対策として、まずは議員の皆様には事前に十分な説明を申し上げ、ご意見を賜ることを指示したところでございます。

今後、契約行為につきましては、国や県のルールを参考に、内部点検を行い、適切な事務手続きを進めることで、議会の皆さん方との信頼関係の回復を図ってまいり所存でございます。

それでは、今臨時会に提案いたしました一般議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第77号「令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結について」であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

以上が、今臨時会に提案いたしました議案の概要であります。審議の過程におきまして、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

続いて、議案の審議を行います。

お諮りいたします。日程第5、議第77号「令和6年

度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結について」の1案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、日程第5、議第77号「令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

私から質疑させていただきます。先日の全員協議会におきまして、7月29日の工事打ち合わせ時点において、7月30日に試験を実施した旨の材料試験報告書が提出されていることを確認させていただきました。このことから、施工業者から提出された試験報告書の信憑性は破綻しており、安全性の確認ができない盛土材が購入され、敷き均しがなされたこととなります。こうした不誠実な対応を受けている以上、最低でも施工業者の負担によってボーリング調査を行うなど、現在の施工状態が安全であることの確認が必要であると考えます。加えて、施工業者へのペナルティや検査結果次第においては、施工のやり直しも必要だと考えております。

この点について、現在どのように対応する予定か伺います。

◎議長（菅野修一議員）

統合小学校建設室長。

◎統合小学校建設室長（岸栄樹君）

お答えをさせていただきます。7月29日に協議書の提出があり、こちらのほうで協議書の回答ということで指示を出したのが8月の1日ということで、中2日間でございます。7月29日に提出された段階で追加書類の提出等々について、業者さんと協議をさせていただきながら、いろいろ書類のほう、整備をさせていただいて、8月1日に適正だということで判断をさせていただいたということでございます。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

土屋議員。

◎4番（土屋範晃議員）

先日の全員協議会の時点ではそういった説明がなされておりました。7月29日に起案をして、別紙

参照としているその別紙の日付が30日の時点で、その説明もちょっと疑義が生じてくるところでございます。これから学校がその用地に建設されまして、その施設を利用する人の立場で考えますと、安全かどうかということが非常に重要であると考えます。今回は施工期間が1月10日と大変短くなっておりまして、工期を年度末まで延ばしてでも、場合によっては繰り越したとしても、先ほど述べたような安全性の確認が必要でないかと私は考えるところです。現状において本件議案については賛成できかねます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに、ございませんか。鈴木由美子議員。

◎3番（鈴木由美子議員）

今回の工期延長についてのご説明、変更理由についてですけれども、12月の20日の全員協議会で、11月29日までの工事は完了したとのご報告がありました。今回、令和7年1月10日まで工期を延長するという理由について、さまざま書かれておりますが、7月25日の豪雨災害により3週間程度遅延したためとありますが、ここは11月の29日まで完了している点から見ましても、どういった根拠で1月の10日までに工期延長としたその理由について、お尋ねしたいと思います。根拠をお尋ねしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

統合小学校建設室長。

◎統合小学校建設室長（岸栄樹君）

工期の延長について、理由のほうを説明させていただきます。先の12月定例会の追加議案で、12月10日の日に審議賜ったところだったのでございますけれども、工事につきましてはまず11月29日で、契約がまず途切れる。その後は、議会の承認を得た日から、再開するという事務の流れでございますので、その間につきましては、私どもからの業者への指示というのはできないわけでございます。今回におきましても、本日、ご可決を賜ることを前提といたしまして、1月10日の期限とさせていただいたところでございます。

先の全員協議会のほうで、現場工事のほうは工期内、いわゆる11月29日までにある程度完了しているということは、段階確認を経て、確認をさせていただいているところでございますけれども、工事につきましては、書類を完了させて初めて事業を完了するというのもございまして、今般、先には12月10日から12月20日までの10日間の延長をお願いしたところなんですけれども、今般につきましては、年末年始もありますので、1月10日までという形にさせていただいたところでござ

ざいます。以上です。

◎議長（菅野修一 議員）

鈴木由美子議員。

◎3番（鈴木由美子 議員）

まずは12月2日の総務文教委員会での報告から、12月20日にかけては、報告内容が違っております。そして、実態が違っているということも、さまざま多い点が見受けられたように思われます。そういった中で、さまざまな事務処理、工事のほうの手続きがどんどん進められる中、事務処理のほうで、書類が揃ってこそ完了するということでもありますけれども、そういった帳尻合わせの書類のために、私は今回の提案に賛成することはいたしかねると思っているんですけれども、まずこの報告と実態が違っていることに対して、さまざまな疑問が生じているところなんですけれども、こういったところは、職員の処分、懲戒処分の審査に関する規程に抵触する恐れとかはないのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

◎議長（菅野修一 議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

そういう規定があるとは私は認識しておりません。現時点で不正が働いたとか不祥事が出たとかということが、私はないというふうに思っておりますので、現時点で処分ということは、私自身も含めて考えておりません。もちろんそういう必要があれば、いつでもそういうことは実施できるわけですが、現時点ではないというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一 議員）

鈴木由美子議員。

◎3番（鈴木由美子 議員）

実際は、最初の報告と途中の報告が違ってきているということだけは、私はいろいろ判断しかねるというところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一 議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

12月10日に追加議案提案させていただいて、そのうち、その以前に一度ご説明させていただいた。その以降、我々が、やはり先ほど私が申し上げたとおり、事前に皆様方にお示しし、ご説明する部分が欠けてたというようなことで、それはそれで我々がしっかり、そこをそういうことではいけないという思いの中で、再三再四、今日現在まで何度もご説明させていただいているところであります。その中で若干の齟齬がある部

分は、あらためてそこはご容赦いただきたいと思うんですが、決して何かを隠そうとか、何かを塞ごうという思いでやっているわけではなくて、あらためてそこを皆さん方にご了解いただきたいのは、我々がそこがおかしいと、皆さん方にお示ししていない、これはいけないんだという思いに立って、皆様方にご説明を申し上げているわけです。そこはご理解いただいて、若干の言葉の、何て言うんでしょうか、表現が違ってたということがあったとしても、何か大きい問題ができていうのであれば、それはそれで見直しをしていかなければいけないんでしょうけれども、事務の中で、そこをしっかりとあらためてルールを見直してやっていくということが、私は大事なのではないのかなと。一度失敗したことで、それで全てが今議員が仰ったように処分をしなければいけないとすれば、皆様方が仰っているような、皆様方との信頼関係とよく仰いますが、処分が念頭にあって、どういう仕事が進んでいけるのか、私は甚だ疑問であります。いずれにせよ、我々は悔いあらため、見直しをし、そして何度もご説明を申し上げ、そして今日に至っているわけでありませう。その中でも、もちろん今後必要であれば、もう一度でも何度でもご説明申し上げます。もちろん今後の皆様方との信頼関係を回復するにあたってのルール作りなんかもきちんと整備して、皆様方にはご足労いただく機会が何度も増えるのかもしれませんが、定期的にご説明させていただく場を設けるとか、そんなことも考えておりますので、ぜひですね、そこら辺をご理解いただいて、しっかり学校建設が9年の4月に進めるように、もちろんこれから先、実際に建物が建つ段階においても、安全確認はしっかり進めてまいりますので、そこら辺も含めてですね、ぜひこれからもご指導いただければというふうに思います。

◎議長（菅野修一 議員）

ほかに、ございませんか。伊藤議員。

◎2番（伊藤浩 議員）

私から市長にお伺いしたいと思います。12月10日の否決のあと、さらにこの内容を詳しく聞きたいというようなことで、全員協議会が行われました。その中で、私も申し上げましたが、ほかの多くの議員からも、今回の当局と議会のずれ、これを今後なくしていくためにも、議会に対して、もっと誠意を持っていただきたいというようなことを含めて、議長名で市長に申し入れ書を出したというふうに私は伺っております。まず、この確認と、私は本日、この定例会の前に、この申し入れ書に対しての市長の見解等が、何かの形で出て

くるのではないかなというふうに感じておりました。それが全くないと言わざるを、私は言わざるを得ないわけでございます。この件に関して、市長の見解、お伺いします。

◎議長（菅野修一 議員）

市長。

◎市長（結城 裕 君）

議長に1点、ご了解いただけるかどうか、お話させていただきます。議長との申し合わせということで今お話ありました。その内容について、私の口からお話申し上げてよろしいのでしょうか。よろしければ、この場でお話いたします。いかがでしょう。これは議会の議長とのお話でありますので、私独断でお話するわけにはいきませんので、いかがでしょう。よろしければいつでも私はお話できます。

◎議長（菅野修一 議員）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時24分

◎議長（菅野修一 議員）

議事、再開いたします。

市長。

◎市長（結城 裕 君）

それでは議長とお話した内容をお話申し上げます。責任の所在はどこにあるかという部分だと思いますが、これは私にありますと申し上げました。責任の取り方ということで、さまざまなご提案をいただきました。例えば、三役で給料を返上するというお話がありました。どういう根拠で我々は、皆様方が我々を処分していただけるならどうぞということであります。処分権限は私にあるわけです。私がどういう根拠で給与を返納するのか、全く不明確です。基準ありません。何が不正なのかも分かりません。不祥事なのかも分かりません。ただ1点、私らがまずかったところについては、私は謝罪申し上げます。そして再三再四、説明も申し上げます。それでも納得されないというのであれば、責任は私にありますし、三役、少なくとも副市長と教育長に何ら責任はありません。私です。したがって、どうしても皆さん方が、「この25日通すんだべ。」と「通してほしいんだべ。」ということで、それだったら何か自分でけじめをつけなさいということで、そしたら「私が辞任します。」というふうに申し上げます。本当に市民の方々、今ご覧になってお

られるとすれば、本当に私が市民の方に謝罪させていただきます。ただし、責任は何も私以外にはありません。そして責任の取り方、何も私、根拠がありません。私ができることは、もう私が辞任することしかありませんという結論でありました。以上であります。

◎議長（菅野修一 議員）

ほかに、ございませんか。菅野喜昭議員。

◎10番（菅野喜昭 議員）

12月の10日と定例会と、それから全協でもそうだけれども、やはり問題になっているのは、この協議書でもって物事を進めていると。報告事項がもっと早くなれば全然問題なかったんですが、11月の29日になってしまったというのが問題であって、そして進めていただくのは、まずけじめはまずいいとしてですね、改善策ですよ。市長にも、皆さん、皆言いました。改善策ありませんかと。今市長の改善策は、「改善策を考えます。」と、「だからちょっと待ってください。」と、「通してください。」と言うんですけども、これは前の全協と今のやつと、丸っきり同じなんですよ。例えばですね、例えば一例を申し上げますと、財政課長が言いましたね、契約したら3割以上の、再契約で3割以上なれば再契約をするって。協議書じゃなくて。その時は市長決裁が必要なんじゃないかな、たぶん。いやはっきりは分かりません。私、こちらでないですから。必ず決裁権者っているはずなんですよ。副市長決裁、市長決裁、教育長決裁と。だから、やはりこの1億円に近い、3割以上の契約になった時は、市長の耳に入るのが普通なんじゃないかなと思うんですよ。入っているか、入っていないか分かりませんよ。そこを皆通っていたんですよ。私はね、それが前提で、ちょっと延ばせなかったのかと。例えば1月の下旬、市長が改善策をできるまで、もっと言えば、1月の下旬、それまでできなかったら2月の下旬とか、工事やってるんですから、別に急ぐ必要は私はないと思うんですけども、その辺どうお考えですか、市長。

◎議長（菅野修一 議員）

市長。

◎市長（結城 裕 君）

細かいですね、ルールの変更については、それは若干の時間をいただいて、きちんとしたルールを作っていくましようとして申し上げているわけであって、ただし、今回の事案の、やっぱり1番根底にある部分は、何回もお話してるとおり、ご説明がやっぱり不足してたということなんですよ。そこを例えば、例えばですよ、これはもちろん委員長のご理解もいただかないといけ

ないんでしょうけれど、学校建設については、定例的にご報告させていただくという日程を作らせていただいて、その案件が重要か、そうでもないかということは、こちらに置いておいて、中身の進捗をですね、定期的にお話させていただくと。この関係につきましてはですね、もちろんあとは現場サイド、私が教育長から定例的に報告を受け、もしくは教育長も現場と毎週内容の確認をしていくと。いずれにせよ、そこがどうしても抜けてしまったという部分がありましたんで、定期的にそれを見直ししていくと。あとはルールについては、先ほどの協議書というのは、そもそも協議書というものがどういうものなのか、どういう位置付けなのか、ちょっと私も定かでないんですが、やっぱりきちんとしたルールで、決裁のルートがあるんだとすれば、それはしっかりやっぱ決裁をしていかなきゃいけないということでもあります。そこは場合によっては、皆様方にまたご相談させていただきながら、ここはこうしていきましょうとか、また新たなお知恵をいただければそこは直していけると。いずれにせよ、そういう形でですね、そして延ばせばということもあるんでしょうけれどもですね、可能な限り、これから実は、再三再四、同じことになるんですが、これからが本番なんですね。その中で、その事務処理のこういううまくいかなかった部分というのはちょっとこちらには置いておいて、作業自体が本当にこれから、いろんな障害が出てくる可能性があるんですね。したがって、可能な範囲でとにかく早く進めさせていただきたい。これから山なんですね。ということで、ぜひそこら辺をご理解いただきながら、何とか進めさせていただきたい。そしてまた並行して、こんなことのないようにですね、しっかり対応してまいりますんで、ぜひお願いをしたいということでもあります。

◎議長（菅野修一議員）

菅野喜昭議員。

◎10番（菅野喜昭議員）

ご説明は分かりました。何で遅れたかと、すぐ今回でないとダメなのかと。例えば2月、年度末までで結構でしょう。これが問題であってですね、やるというのは分かるんですよ。何で報告しなかったというのは、大きなですね、軽視とか何とかとありましたけれどね、1番問題だと思うんですよ。ですので、じゃあ分かりました、こういうふうになくするようなことを、例えば文章みたいにしてね、これやって議会に示すと、いついつまで示すというお約束をいただいたらですね、私は賛成できます。そうでなかったらですよ、「いや、

やりますよ、やりますよ。」と言ったら、同じことの繰り返しになると思うんですよ。しっかりした文章を残さないでですね。申し合わせ事項でも結構でしょうけれども、それを作成するというお約束をいただけたら、私は賛成いたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

本当、今温かいお言葉をいただいたところで、本当に申しわけないんですが、今日中にでもお示しできると思いますんで、準備はしているところであります。ただ、いずれにせよ、今できる範囲内、ですから、その契約の細かいルールみたいなのところの見直しについては、今後、そこは見直しさせてもらうということで、今の齟齬の部分については、しっかりお示しできると思いますんで、よろしくお願いします。

◎議長（菅野修一議員）

菅野喜昭議員。

◎10番（菅野喜昭議員）

分かりました。今日中にお示しください。それで私が判断、それでは判断できないですけども、しっかりした改善策が出ているんだろうということを勘案して質疑を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

そのほか、ございませんか。鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

今日、今日の日付で臨時議会するのは、おそらく初めての臨時会だと思います。今日は、皆さんご承知のように、聖夜と言われるクリスマスでございます。前回の協議会の中で明らかになったのは私2点あると思っております。明らかな虚偽報告です。

1つは、もう工事は終わっていたと、これからすると言ったのが終わっていた。それから碎石はもう既に購入していたというふうなのが、虚偽報告だったなと思います。それで前回の全協におきまして、多くの議員からけじめが必要だと。それからもう1つは、協議書、指導書の制度の改善が必要だということが出されました。

私は今回の77号は、工期の延長だけでなく、順番が逆だと思います。最初にそのルールの変更制度を改善する、マニュアル化したり、ガイドラインをはっきりさせる。それからけじめがあるかないか、今議論になっておりましたけれども、けじめについてもきちんと回答をいただいて、追加議案、臨時議会として出すのが筋だと思いますが、どう考えますか。

◎議長（菅野修一議員）
市長。

◎市長（結城裕君）
内容につきましては、もう本当に再三再四お願い、お話しているとおりでありますので、そこについてはしっかり、これからも今までもご説明させていただいていると私らのほうは理解しております。

けじめについても先ほどお話し申し上げましたので、あらためて申し上げますが、しっかり今後こういうことのないように進めてまいりたいというふうに思っております。

◎議長（菅野修一議員）
鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）
多くの市民が今回の議案について、不明だったり不安な面を持っていると思います。先ほど言いましたように、順番が私は逆だと思いますので、順番を正してもらって、提案していただきたいと思います。賛成しかねないというのが私の考えです。以上です。

◎議長（菅野修一議員）
ほかに、ございませんか。青野議員。

◎1番（青野隆一議員）
私のほうからは、前回の全員協議会で、私のほうから資料請求をお願いいたしました。内容につきましては、統合小学校建設用地造成工事第1回変更によれば、表土をはぎ取り、土砂運搬と整地の掘削をした土量1万3,300㎡を証明できる図書の提出をお願いしたいということをお願いしておりました。今までその資料はいただいております。これについての理由について、あれば暫時休憩をして、その資料、私質問したいので、提出お願いしたいと思います。

2点目でありますけれども、市長のほうから先ほど、処分ということで、お話がありましたけれども、私は市長の減給とか、そういうことを考えているわけではございません。このたび、いろんなこれまでの4月以降の事務の手続きの内容について、本当に適正な事務執行だったのかどうかということを、これまでも多くの議員の皆さんからも、私からも指摘をさせていただきました。あらためて申し上げますが、4月15日の新庄河川事務所で必要数量の盛土材が確保できるという打ち合わせだけで、土質試験表も見ない、かつ現地確認もしないで、翌日4月16日に工事施工が、施工団が市長決裁をされ、工事契約書締結というふうにことが進みました。

もう1点、8月18日に教育委員会と本間建設との協

議で、無償提供として受け入れられる盛土材は1万6,000立方と判断し、現場代理人からの協議書と、教育長決裁にある監督員の指示書で、2万4,360㎡、いわば1億円近い盛土材の購入を決定したというふうにされております。そして、この契約の変更については、その協議書、指示書にしたがって工事を進めるということは、長年の慣例であるということで、市長決裁もなく、議会の報告もなく、11月29日に工事施工団を市長決裁をして、第1回変更契約を締結して、12月定例会に追加上程された。それが否決をされたという大変な事例でございます。私はこの一連の事務手続きそのものについて、市長は謝罪、あるいは教育長のいろいろお詫びを申し上げてと、言いましたけれども、やはりですね、その適切な事務であったのかどうか、私は検証する必要があるというふうに思っております。市には、尾花沢市職員の懲戒処分の審査に関する規則がございます。これに基づいた処分をしるって言ってるんじゃないんですよ。こういう審査会をしっかり開いて、そしてその事務が適正だったのかどうか、私は検証する必要があるというふうに思っております。それ処分ありきではありません。その事務の適正、不適正についてしっかりと審査をしていただきたいというふうに思っておりまして、この件についても、ぜひご回答をお願いしたいというふうに思います。

3点目ですけれども、尾花沢市建設工事検査規則第2条4項見ますと、出来高検査は、建設工事の完成前に当該建設工事の既決部分について、請負業者から契約による部分払いの請求があった時に行うというふうにされております。これ報告があったように、表土搬出出来高確認検査は、9月15日から11月18日まで3回、盛土出来高確認検査は10月21日から11月18日までの3回やっております。6回の出来高検査において、このいわば出来高検査による金額にして、いくらの請求があったのか、支払われたのかどうか、3点について伺いいたします。

◎議長（菅野修一議員）
市長。

◎市長（結城裕君）

書類に関係している部分については、担当のほうからお話申し上げますが、先ほどの懲戒処分の話になるわけですが、検証する部分については、あらためてとにかく検証をさせてもらって、先ほど菅野議員からもあったようにですね、見直しする部分について、特に契約に関係した部分については、今後しっかりですね、対応させていただきたいというふうに思ってお

ります。ただ、議員が仰るように、処分を前提にしない調査委員っていうのは、私はあり得ないんだろうと思います。処分疑義があることで、調査を、委員会を立ち上げて、その疑義が果たしてどうなのかという部分になりますんで、私の認識では、そういう観点からすれば、調査委員会、処分を前提にする調査委員会を立ち上げるということは、現時点では考えておりません。そしてまた、今回の案件について処分が必要だというふうには私も思っておりません。以上であります。詳細については担当課長から。

◎議長（菅野修一議員）

統合小学校建設室長。

◎統合小学校建設室長（岸 栄樹君）

私のほうから2点、ご回答させていただきます。全員協議会で資料の提出の依頼があった件についてであります。今現在私、手元に持ってきてるんですけども、その後あの資料の提供依頼がなかったもので、ちょっと対応を、ちょっとしていなかったものでございます。手元にはあります。

もう1点が、金銭の授受についてでありますけれども、ございませんでした。

◎議長（菅野修一議員）

暫時休憩。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時28分

◎議長（菅野修一議員）

再開いたします。

ほかに、ご質疑。青野隆一議員。

◎1番（青野隆一議員）

それではですね再質問ということで、2回目になるかちょっと中断があったので、2回目ということだと思いますけれども、引き続きよろしく願いいたします。先ほど、尾花沢市建設工事検査規則の2条第4項読み上げましたが、そうしますと、これ金額の精算はなかったという答弁でございました。この規定によると、業者側から契約による部分払いの請求があった場合に行うとなっているんですけども、ちょっと整合性が取れないかなというところがありますので、あらためてご答弁をお願いいたします。

あと、先ほどから前回の、前回でもそうでありましたけれども、やはり今回のような議決事項が全会一致で否決をされて、そしてまた再上程されるという、今回運びになりました。私もその否決をされた、さまざま

な議場でのやり取りがございました。それに沿って、いわゆるこれからの、さまざまな対応策について出していただけるのかなと思っておりましてけれども、書面ではなくて、市長のほうから、いわゆる答弁、説明ということでございました。市長のほうからは、市長自身もですね、私も甚だ納得できないんだと。慣例でやっている部分については、よろしくないという前提に立って見直しをしていくという答弁をされておりました。それに沿って、この質疑はなされたんだろうというふうに思っています。そのこれも処分ありきということではないという前提でお話を申し上げましたけれども、今回のやっぱり一連の、4月からの事務執行のあり方について、財政課長あるいは建設課長との答弁からも指示書、協議書でやることは慣例ではないと。いわば、いわゆる専決処分に沿って、金額であればそういうものに沿って、施工伺を立てて、そして契約を変更してきたという、やっぱり教育委員会とはちょっと違う手順で、それが私は市の通例だと思っているんですが、こういうことが出てきたということがありまして、その本当に適切な事務というのはどういうことなのか。不適切であるかないかも含めて、私は職員審査会というものを、その場でしっかりと審査をしていただきたいということで、ご要望を申し上げたんですけども、これについてもあらためて答弁をお願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城 裕君）

審査会の案件について先に答弁させていただきます。あらためてですね、もう一度規定のルール、基準を確認いたしましたところ、やはり何かしらの疑義があるということが前提になって調査をしていくというのが、そのルールになっております。一方で私が見直しをするということについても、これはこれで処分をするとかしないとかではなくて、今議員のほうからもありましたとおり、その協議書というようなものが果たしてどういう基準で、どういうルールでという部分なんかも含めてですね、やっぱりきちんと見直しをしていかなければいけないのかなというふうに思っております。したがって、その見直しをするための前提として、今までやってきたことをもう一度検証して、そしてあらためるべきところはあらためる、もしくは認識の違いも若干やっぱりずれがあったように思われます。あるAさんは、ここをこういう時にはこうだと、しかしBさんにいくと、同じルールで認識されているところ

が若干違っているというような部分も、ひょっとするとあるのかなと思いますんで、そこをしっかりと1つの考え方というものを、もう一度職員間で徹底できるようにしていきたいというふうに思っております。

◎議長（菅野修一議員）

統合小学校建設室長。

◎統合小学校建設室長（岸 栄 樹 君）

出来形検査についてお話をさせていただきたいと思います。今回8月から11月の中下旬まで、段階的に行ってきた確認の検査につきましては、そのものが完成後に見えなくなってしまう。埋め戻しをすると見えなくなってしまうものについて、確認検査をさせていただいたもので、議員がご指摘のとおり、ご指摘の中間払いや部分払いの請求により、出来高検査とは異なる検査をさせていただいたものでございます。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

今回が2度目の再上程ということで、いろんな今後の見直しについても説明がございました。私はやっぱり、1回全員が否決をした案件でございます。非常に重要な、その重みを持った再上程かなというふうに考えております。そうした意味で、先ほど議長が議会を代表して、市長のほうに善処を求めるというふうな、書面でのお願いがあったということではありますが、私はやっぱりそういうさまざまなこれまでの議論の、なかなか議会が知り得ない部分について、もっともっと資料請求については、書面がなかったとなりますけれども、やっぱり市民の皆さん方からこの学校建設が疑義のない、そして信頼を持って進めていける。そして子どもたちが9年の4月には、喜んで入居できるようなやっぱり学校建設を進めていただきたい。これは私のみならず、議員、そして市民の皆さんの願いでもあらうかと思います。そうしたことから申し上げまして、私はこの議運をやって2日後に議会を開くという手順もそうなんです、やはりもう少しこの具体的な見直し、あるいははじめのつけ方というものを提示をした上で、しっかりとその再上程をすべきではないかなというふうに思っております。申し上げれば、やはり工事請負におけるガイドラインというものは、これ国土交通省のみならず、大きな自治体、小さな自治体でもしっかりとそういうものを設けて、ミスがないような手順書を自治体独自で作っているところがございます。そしてまた、尾花沢市の1つの大変な大きな課題というのは、その現場を指揮監督できるような、いわゆる

土木の技能技師がいない。そういう中で、職員の皆さんも難儀をしながら書面を、慣れない書面を見て、そして業者とのやり取りをしているという状況にあります。私はそういう意味で、専門職、その技師というものもしっかりと採用しながら、業者と対等にそのものを事務処理ができるような体制の確立も、ぜひやっていただきたい。このことを要望して質疑を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城 裕 君）

本当に再三再四、私のほうからお話させてもらっているところでありますが、本当にこの皆さん方に事前にお話をしないで進めてきたという部分については、本当にここはしっかりと徹底していかなければいけないというふうなことで、既に周知しているところでありますが、あらためて周知をしていきたい。そして、くどいようですが、契約関係の手続きについても、認識の違いがあるのであれば、そこを統一できるような形で進めていきたいというふうに思っております。

体制の整備については、これ実はもう青野議員もよくお分かりだと思うんですが、今、採用についても、特にその専門職については、非常に人手不足でありまして、なかなか非常に今、厳しい。我々としても喉から手が出るほど専門職の人材が欲しいところではあるんですが、なかなか厳しいと。そういう中で、いろんなつてを使って、例えば経験のある方を来てもらえるようなことを今、進めていきたいというふうに思っているところであります。いずれにせよ、大所高所からいろいろ見直して、そして行政を強化していけるように、これからも努めてまいりたいというふうに思っております。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに、ございませんか。菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

これまでいろいろ議論を尽くしてきたことかなと思っております。いろんなところで尾花沢方式というのがちょっと入ってくるんですね。尾花沢方式があって今回工事がしたんだということですけども、そういう何て言うかな、変な噂的なものは、ある程度否定していかないといけないんじゃないかなと。尾花沢方式があって、尾花沢で独特の工事してるんだみたいなどころでの、あるんです。ですから、それはやっぱり、きちんと指示書、協議書があって、そのほかに必要な書類があるかと思うんですけども、それについて、その改善点なんかあればよろしく願いしたいんです

けれども。

◎議長（菅野修一議員）

財政課長。

◎財政課長（菅野智也君）

お答えいたします。尾花沢方式と言われる部分でございますが、いわゆる慣例というような言葉でも仰られた部分かなと思っております。尾花沢市の慣例と言われる部分につきましては、軽微な変更の範囲をどのように取り扱っていたかということでございます。こちらにつきましては、先の全員協議会、あるいは12月定例会の際にも若干申し上げましたけれども、国土交通省の補助事業において、軽微な変更の範囲とされております30%以内を軽微な範囲というふうにしております。これが明文化されているわけではございませんので、これがいわゆる尾花沢市という慣例の部分になるのかなというふうに理解しております。

また菅藤議員のほうからご指摘のありました、協議から指示書へ、流れでございますが、実は毎年春先にですね、契約に関する研修会というのをやっておりまして、その際に使用している、こういった工事関係事務のフローチャートというものがございます。この中で、契約変更についての部分もございますが、原則としましては、これも先の全員協議会のほうでお話させていただいたとおり、まず協議があつて、その次に変更の施工伺、その次が契約変更、そして最後に指示と。契約変更と指示が同日になる場合もございますが、原則としてはこういった流れになります。あらためてこのフローチャートを見てみますと、契約変更のところがございますね、協議と指示という部分が載っていないということなので、こちらのフローチャートの部分をですね、きちんと協議から指示までの流れがきちんと分かるような形に改善しまして、あとは再発防止に向けましては、まずどういうルールがあるのか。そういったことをきちんと担当課のほうからですね、全ての課に研修会を通じながら周知をさせていただいて、再発防止のほうに努めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

まず指示書、協議書の意味とその位置付けと、きちんと明示して、やはり説明会を行っていただきたいなと思っております。今回監督職員がいらっしゃいますけれども、県の工事監督の要領マニュアルなんか見ますと、額に応じては、監督職員のほかに、総括職員と

いて、複数でやるということがあるかと思うんです。これについても額の規模に応じて、監督職員1人でではなくて、複数のことも必要じゃないかなと思ったところでございます。その監督職員の要領マニュアルもきちんと作っていただければなと思っています。あとその点いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

まさに今、議員から仰られるとおりですね、金額によってはやはり1人ではなかなか難しい。金額の大小というよりも、工事の施工内容によって、やはり1人ではなかなか目が行き届かないということは当然あるかと思います。したがって、今後、見直しの部分についても、この部分もしっかり盛り込んでいきたいというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

ではあの最後になんですけども、これからの完了届が来て、完成検査が行われるかと思います。職員があたるのかどうか、ちょっと私も分からないんですけども、このような雪の中で、やはり外部の検査員ができるのかどうか。例えば、県の職員に代理でお願いするとか、さまざま形で検査員をお願いするとか、そういうことも含めて、ご検討していただければなと思っていますところなんです。そのことについて、やっぱりいろんな検査方法があるかと思うんですけども、その点についていかがででしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

検査員はちょっと私も把握してないところではあります。そういうことも可能ではないかなと私は思います。やはり知識的に、何て言うんでしょうか、規模も、もちろん規模もありますし、工事の複雑さ、そういうものからすれば、場合によってはそういう、いわゆる業務委託ではないんでしょうけれども、検査行為委託みたいなことも、いわゆるその方々から知識を得たもので検査行為をしていくということはあってもいいかと思います。詳細はいずれにせよ、現行のルールも見ながら、可能な範囲でそういうお力もお借りして進めていきたいというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに、ございませんか。

令和6年12月25日臨時会

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第77号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

着席願います。

起立多数であります。よって、議第77号は、原案のとおり決しました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は、全部終了いたしました。これをもって令和6年12月臨時会を閉会いたします。大変ご苦労様でございました。

閉 会 午前11時47分